

項目名	水道事業と下水道事業の組織統合による一体化の検討		
大綱要旨	下水道事業の地方公営企業法の全部適用および水道事業との組織統合を検討し、法の趣旨を踏まえた効率的経営の実現を図る。		
改革内容	水道事業と下水道事業の組織統合による一体化を図る。組織面では管理部門、徴収部門などを一元化するとともに、建設工事計画などの統一性を確保する。また、地方公営企業法の全部適用となるので下水道部の職員は企業職員となり、水道事業と下水道事業の両事業を所管する一人の管理者を設置する。制度上、両会計はそれぞれ独立した会計区分でなければならない。		
改革効果	管理部門を一元化することにより職員数と役職ポストの効率化に繋がる。徴収部門を一元化することにより効率的な徴収体制の確保と事務量の軽減が図られる。建設工事計画などの統一性を確保し、効率的な事業執行を図る。また、工事検査などにおいても一体化のメリットが生ずるものである。なにより、料金部門の窓口が一本化されるなど市民にとっての利便性が向上する。		
実施計画	年度	着手・実施	詳細内容
	14年度		
	15年度	着手	水道局と下水道部の両部局と行政システム改革室からなる組織統合のためのプロジェクトチームを発足させ、組織のあり方や人員体制の検討に着手するとともに、タイムスケジュールを含め両部局の課題の整理と調整を図る。
	16年度		組織を一体化した場合の庁舎や業務執行体制のあり方について具体案を検討し、また設置条例や関連規程の整備についても検討を加え、組織統合に向けた準備を進める。
	17年度	実施	改革実施期間の最終年度として、水道事業と下水道事業の組織統合による一体化について最終的な結論を確定する。